

# 論文審査の結果の要旨

氏名 富田 涼都

本論文は8章からなる。

第1章では環境倫理学の従来の研究の流れを概括しつつ、人間と自然を対置し、人間中心主義と人間非中心主義を二項対立図式で捉える従来の環境倫理学が、とりわけ自然保護（生態系保全、生物多様性保全）にかかわる領域において、理論的にも実際の現場の状況の中でもさまざまな問題を抱えていることを明らかにし、「自然」の捉え直しにより新たな環境倫理学の地平を拓くことが求められていることを提起している。保全生態学では既に、従来の有機体論的で固定的な把握から解放され、「生態系」をダイナミックな形で捉え、その中で保全や再生が議論されているにもかかわらず、環境倫理学など人文社会科学の領域では、固定的な「自然」概念を前提に、人間社会との関係においてもをスタティックな関係性の議論に終始しており、保全や再生の現場では十分に学問的な寄与がなされておらず、「自然」においても、「自然」と「人間」の関係性においても、ダイナミックな形で捉え直すことにより、環境倫理学の全体の枠組みを転換する可能性と意義が意欲的に論じられている。

本論文では、このような観点から、「自然再生事業」を取り上げ、「再生すべき自然」「まもるべき自然」をどう考えるべきかについて、理論的、実証的に明らかにしようとしている。理論的な観点だけでなく、具体的事例を詳細に検討することにより実証的に取り組んだことがこの論文の重要な特徴にもなっている。

その中で、象徴的な概念が「<再生> (Regeneration)」である。単に元に戻す（復元 Restoration）と違い、「自然」の生態系のシステムにおいても、「人間」との関係性においても、「ひとと自然のかかわり」を生成し、未来に向けてダイナミックな形で再構築されるべきものとして提起し、その概念を軸にして、人間と自然の関係性だけでなく、自然のシステムも人間社会との関係の中でダイナミックに構成されるべきものとして捉え、環境倫理学の新たな理論的な枠組みを構築するために重要な貢献をしようとしている。

第2章では「ひとと自然のかかわり」という領域に関して詳しく検討している。ひとつとの営みと、その営みが依存する便益である生態系サービスと生物多様性という生態系の様相の関係を整理している。そのことによって、生物多様性保全などの環境問題の解決においては、ひとつとの営みのあり方に注目せねばならないこと、また、また、ひとつとの営みは日常の世界のなかで歴史的な文脈をもつからこそ、営みの枠組みがある種の世界観として、ひとつに意味あるものとして認識されるし、事例の実証的な研究の理論的な軸として捉えるべきことが理論的に明らかにされている。このことから、<再生>が、この生態系サービスの享受を保とうとするなかでの新しい「ひとと自然のかかわり」の生成の過程として位置づけられることを提示している。

第3章では、第一の事例として茨城県霞ヶ浦・関川地区で行われた、自然再生事業の

先鞭をつけた先駆的な事業の事例研究を行い、営みの変遷と、「ひとと自然のかかわり」の変化から、関川地区で行われた自然再生事業がどのような意義を持ち、また目指すべきであるのかという検討を行っている。この実証研究から、自然再生事業が、単純に自然環境を対象とした復元 (Restoration) を目指していけばいいのではなく、多様な生態系サービスの享受を維持するような営みのあり方を創造し、「ひとと自然のかかわり」を＜再生＞ (Regeneration) の過程であるべきことが明らかにされている。

第4章と第5章では、「公論形成の場」が設置され、地域社会との何らかの関係性を担保されている自然再生事業の事例を事例として検討している。

第4章でとりあげられている第二の事例である霞ヶ浦・沖宿地区の事例では、市民参加で設置されたはずの「公論形成の場」である自然再生協議会において当初の生態学的な問題設定が硬直したものになっており、それゆえに問題設定の齟齬を解消できないことを明確に示している。「公論形成の場」を設置するだけではひとびとの日常の営みとの接点を持つことができないのである。

それに対して、第5章でとりあげられている第三の事例である松浦川・アザメの瀬の事例研究では、自然再生事業が「生物多様性の保全」という枠組みを超えて、日常の営みとの接点を持ち、また、その取り組みが日常の営みへと多少なりとも転化しつつあり、アザメの瀬の自然再生事業がひとびとの日常の世界と接点をもち、＜再生＞となっていく可能性があることが明らかにされた。

第6章では、霞ヶ浦・関川地区および沖宿地区と松浦川・アザメの瀬の自然再生事業の事例研究で明らかにあったことを土台にして、比較を行い、特にアザメの瀬でみられた異なる論理の併存と相互変容、それを引き起こしやすくする非日常的な磁場の発生を通じた営みを検討し、それを人間と自然とのダイナミックなプロセスとして捉えられることが示されている。

第7章では、その際に、＜再生＞の共時的課題として、根本的な問題として考えなければならない「環境持続性」を確保し、＜再生＞が環境問題の解決に貢献するための理論的な課題を整理している。技術や文化などの知の体系や、社会的な価値観としての営みのあり方（未来への視野）から営みを制御することが必要であることを示され、そのようなプロセスを実現させるための通時的課題として、未来が持つ根本的な不確実性（現在との断絶）を＜跳躍＞することが必要であること、それが身体的行為の共有によるある種の覚悟の共有によってなされることが明確に示されている。

そして、第8章では、以上の事例研究の実証的な検討と、ここまで議論されてきた理念的な検討によって、具体的な＜再生＞を実現させるための方策が検討されている。問題設定のフレーミングの社会的な検証を明確に組み込んだ「社会的な順応的管理」と、そのための社会的な基盤を構築し、営みを制御するために必要な未来の持つ不確実性の＜跳躍＞を可能にするための、参加型のローカルな知のネットワークの構築を行うことの、2つの方策を提示されている。このことによって、プロセスとしての＜再生＞が実現されることが提示されている。

このように、自然保護（生態系保全、生物多様性保全）や自然再生にかかる領域で特に重要な、「まもるべき自然」とは何かという根本的な理念的な問題を、環境倫理学の中でどう論じるべきかという、環境倫理学においても本質的で困難な大きな課題に対し

て、<再生> (Regeneration) という理論的な概念を、「自然」や「自然」と人間との関係性のダイナミズムのあり方を明確に表現するべく再定義して、それを事例研究の概念装置として整備して詳細な実証的な検討を積み重ね、理論的にも本質的な議論を行い、社会的な順応管理、不確実性の跳躍、身体的行為の共有による参加型ローカル知のネットワーク、プロセスとしての再生といった、現実の問題にも十分に適応可能な重要な概念のセットを生み出し、検討している。その結果、環境倫理学の新たな枠組みの構築にも寄与できるオリジナリティの高い研究をなし遂げた。この成果は、環境倫理学や環境社会学にとどまらず、環境にかかわる人文社会科学的研究や、保全生態学まで射程を持ったトランスディシプリナリな研究まで拡がりを持ち、普遍性を持ったものであり、他の領域にもインパクトがあるような形で提示している。

したがって、博士（環境学）の学位を授与できると認められる。

以上